

自動継続自由金利型定期預金規定（大口定期預金）

〈自動継続型〉

1.（自動継続）

（１）自動継続自由金利型定期預金（以下「この預金」といいます。）は、証書（通帳）記載（以下「証書記載」といいます。）の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。

（２）この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。

ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

（３）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以降に支払います。

2.（利息）

（１）この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下２．（１）および（２）において同じ。）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」といいます。）および証書記載の利率（継続後の預金については上記１．（２）の利率。以下これらを「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の２年後の応当日から預入日の１０年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは、次によりします。

① 預入日から満期日の１年前の応当日までの間に到来する預入日の１年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に７０％を乗じた利率。ただし、小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

② 中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」といいます。）は、満期日に支払います。

（２）この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

① 預入日の１か月後の応当日から預入日の２年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

② 預入日の２年後の応当日から預入日の１０年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座に入金します。また満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して証書（通帳）とともに提出してください。

（３）当金庫の債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき相当な事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

（４）継続を停止した場合のこの預金の利息（中間払利息を除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

（５）当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。中途解約利率は自由金利型定期預金（Ｍ型）（スーパー定期）の自動継続型に準じます。

（６）この預金の付利単位は１円とし、１年を３６５日として日割で計算します。

※その他「定期預金共通規定」をご参照ください。

以 上
(2020.4)